

質 問 ・ 回 答

令和7年5月27日公表

開札予定日	令和7年6月26日(木)
調達件名	創成川水再生プラザで使用する特別高圧電力 茨戸水再生プラザで使用する特別高圧電力 豊平川水再生プラザで使用する特別高圧電力 東部水再生プラザで使用する特別高圧電力 新川水再生プラザで使用する特別高圧電力 西部スラッジセンターで使用する特別高圧電力 伏古川水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザで使用する高圧電力 手稲水再生プラザで使用する高圧電力 手稲中継ポンプ場で使用する高圧電力 拓北水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザ汚水調整池で使用する高圧電力
電力の供給等に関すること	
質問1	現在の電力供給会社、契約種別をお示しください。
回答	「よくある質問1-1」のとおり
質問2	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。
回答	現在契約電力は「よくある質問1-1」のとおり。 直近12か月において、最大需要電力が契約電力を超過した施設はありません。
質問3	契約電力500kW以上の施設で仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はありますか。 その場合は、現在の契約電力と直近12か月の最大電力をお示しください。 供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切り替え時に変更理由と根拠資料を提出いただくこととなります。また、変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。
回答	現在の契約電力から変更となる施設はありません。
質問4	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はありますか。
回答	ありません。
質問5	自家発補給電力の契約はありますか。
回答	ありません。 ※「よくある質問1-4」参照

質問6	契約期間中に施設の建替え、増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力契約に影響するような工事が予定されている施設はありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。
回答	電力契約に影響するような工事が予定されている施設はありません。 ※「よくある質問 1-9」参照
質問7	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんがよろしいでしょうか。
回答	「よくある質問 1-10」のとおり
質問8	契約電力が500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になりますが、よろしいでしょうか。
回答	「よくある質問 1-11」のとおり
質問9	契約電力が500kW 以上の施設においては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生しますが、よろしいでしょうか。
回答	「よくある質問 1-17」のとおり
質問 10	厚別水再生プラザ、手稲水再生プラザは契約電力2000kW以上ですが、特別高圧ではなく、高圧電力の契約ということで間違いないでしょうか。
回答	仕様書のとおり。
電気料金の請求・支払について	
質問 11	計量日は使用期間の末日の翌日 0:00 となりますが、よろしいでしょうか。 (例:使用期間が 3/1~3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)
回答	「よくある質問 2-1」のとおり
質問 12	現供給の計量日が 1 日以外の場合、当社に切り替わった際は「1 日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。
回答	「よくある質問 2-1」のとおり
質問 13	自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください
回答	「よくある質問 2-3」のとおり
質問 14	蓄熱割引等の適用ができませんが、よろしいでしょうか。
回答	差し支えありません。

質問 15	制限中止割引の適用ができませんが、よろしいでしょうか。
回答	差し支えありません。
質問 16	当社の請求書は、毎月7営業日頃の発送となりますが、よろしいでしょうか。
回答	差し支えありません。
質問 17	支払方法が銀行振込の場合、振込手数料は発注者負担となりますが、よろしいでしょうか。
回答	振込手数料は本市が負担します。
質問 18	契約書(案)第9条に「発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない」と記載がありますが、一般送配電事業者より計量数値を当社が受領し、そこから請求金額等を算出しますので、事前に検査を受けることができません。当社では、請求書の送付、使用電力量等のデータ提供は、Web 上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがありますので、このサービスをご利用いただくことができますか。
回答	「よくある質問 2-6」のとおり
質問 19	契約書(案)第9条及び第11条の「検査」について、当社では請求が確定しましたら、Web 上のお客様マイページに請求内容を掲載し、その後請求書を郵送します。その他の方法では検針結果を別途通知することは行っておりませんが、よろしいでしょうか。
回答	「よくある質問 2-6」のとおり
質問 20	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされる施設はありますか。(例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等) ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月当社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
回答	「よくある質問 2-8」及び「よくある質問 2-9」のとおり
質問 21	当社では、請求時の電気料金の計算方法は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てになりますがよろしいでしょうか。
回答	電気料金は契約書(案)第11条第3項に基づき算定してください。(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。) ※「よくある質問 2-10」参照

質問 22	<p>「よくある質問(質問2-10)」において、「電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額のそれぞれを算定する上で銭未満を四捨五入」とありますが、当社の場合、各金額を算定する上で銭未満を“切り捨て”としています。当社が契約者となった場合は、当該箇所の端数処理について、当社の取扱いに応じていただくことは可能でしょうか。</p>
回答	<p>電気料金は契約書(案)第11条第3項に基づき算定してください。(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。) ※「よくある質問 2-10」参照</p>
質問 23	<p>入札金額の算定方法に関わらず、当社では、実際の電気料金の請求時には、基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む。)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとなりますが、よろしいでしょうか。</p>
回答	<p>電気料金は契約書(案)第11条第3項に基づき算定してください。(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。) ※「よくある質問 2-10」参照</p>
質問24	<p>請求時の基本料金の計算方法について、当社では力率割引の扱いを、旧一般電気事業者の定める託送条件等にあるよう、力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引といたします。力率100%であれば15%の割引とし、定義は同じですが、その算定式が「契約電力×契約電力単価×力率割引率」という1回の計算ではなく、基本料金と力率割引額を別々に算出し、その後、基本料金から力率割引額を引くという計算で行います。旧一般電気事業者と計算過程が異なっておりますが、よろしいでしょうか。</p>
回答	<p>電気料金は契約書(案)第11条第2項及び第3項に基づき算定してください。</p>
質問25	<p>当社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合(1日あたり約0.03%)で算定した延滞利息をお支払いいただく制度にに応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて算定して得た金額となります。</p>
回答	<p>延滞利息については、契約書(案)第11条第6項及び第8項に基づいて請求していただきます。</p>

質問26	<p>当社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。これについては、当社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を契約期間中、継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>契約書（案）としてお示ししている本市共通の契約書（案）は、みなし小売電気事業者が契約締結時の算定諸元を変更することを想定しておりません。そのため、算定諸元が変更となった場合につきましては、契約書（案）第12条に基づき協議することとなります。</p> <p>なお、具体的な取り扱いについては、質問のとおり、契約締結時点における算定諸元を継続して用いることも協議の範囲内と考えております。※「よくある質問 3-7」参照</p>
質問 27	<p>燃料費等調整額に関して、仕様書2（9）アのとおり、「北海道管内のみなし小売事業者（北海道電力株式会社）が定める供給条件」という認識でよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>お見込みのとおり。</p>
質問28	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますが、よろしいでしょうか。</p>
回答	<p>契約書（案）第12条に基づき、受発注者で協議することとなります。</p>
質問 29	<p>仕様書及び「よくある質問（質問1-8）」にて、1年以内での増減がないことを確認していますが、万が一、契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止又は契約電力を減少しようとする場合には、当社は需給契約の消滅又は変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の約 1.2 倍）を適用し、既に申し受けた料金との差額）を精算していただくことを認めていただけますか。また、契約書（案）第3条ただし書きに基づき契約が解除される際も同様の取り扱いは可能でしょうか。</p>
回答	<p>契約書（案）第12条に基づき、受発注者で協議することとなります。</p>
質問30	<p>電気の契約を締結した場合は、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（又は契約電力等を1年に満たないで減少される場合又は契約電力を増加後1年に満たないで廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能でしょうか。</p>
回答	<p>契約書（案）第16条のとおり、履行期間内において想定のない事情により発注者が同条第1項に該当し、契約解除をすることとなった場合には、受注者は損害賠償を請求することができることとなっています。</p>

契約手続き・契約変更等について	
質問31	<p>当社は、次の料金構成により、市場連動型プランでの供給となっております。当社が落札した場合、このプランにて契約いただくことはできますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 ・従量料金 ・供給管理費 ・再生可能エネルギー発電促進賦課金 ・安定供給維持費(容量拠出金)
回答	<p>電気料金は、契約書(案)第11条第2項に基づき算定します。また、当該条項の変更はできません。 ※「よくある質問3-1」参照</p>
質問32	<p>電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援など、政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、当社では燃料費調整単価からの値引きではなく、別項目を設けての値引きとなりますが、ご了承いただけますか。</p>
回答	<p>本電気料金が対象となる支援策等が実施された場合、その内容にもよりますが、基本的にみなし小売電気事業者の算定方法を準用していただくことになります。</p>
質問33	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で、当社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>
回答	<p>契約書(単価一覧を含む。)及び仕様書に記載がない事項については、必要に応じて協議します。 ※「よくある質問3-3」参照</p>
質問34	<p>「よくある質問3-5・3-6・3-7・3-8」の回答のとおり、燃料費調整は「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。」とありますが、契約書(案)第11条第2項(2)では「一般送配電事業者が定める託送条件等による電気料金の調整額」と記載されています。単価一覧に記載の文面を正とする場合は、契約書の文面を修正することはできますか。</p>
回答	<p>契約書(案)第11条第2項(2)の規定は、「力率の変動、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整」以外の要因による電気料金の調整額は、一般送配電事業者が定める託送条件等を適用する旨を定めています。</p>
質問35	<p>契約書(案)第11条の2(2)にあります「一般送配電事業者」を「旧一般電気事業者」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)の条文を変更することはできません。</p>
質問36	<p>地域のみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p>
回答	<p>単に地域のみなし小売電気事業者が料金改定を行っただけでは、契約書(案)第12条の事情変更には該当しません。当該条項は、実際の社会生活に大きな影響を与えるような変化が生じた場合を想定しています。</p>
質問37	<p>契約書(案)第7条について、契約電力の変更があった場合には、契約単価も見直しの協議ができる認識でよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>契約単価の改定は、契約書(案)第12条の事情変更該当する場合、みなし小売電気事業者が算定諸元を変更することとなった場合を想定しています。</p>

質問38	契約保証金免除の申請書類は落札後に提出するものでしょうか。
回答	契約保証金の免除は申請によるものではなく、発注者の判断で契約保証金の免除を適用するか否かを決定しています。したがって、免除の確認に必要な書類については、落札者決定後、必要に応じて当該落札者に対し提出を求めています。
質問 39	当社が落札した場合、札幌市契約規則第25条により、実績報告することで契約保証金は免除となりますか。また、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけますか。
回答	<p>契約保証金の免除は、札幌市契約規則第25条第3号を根拠規定としていますが、一律に適用するものではなく、当該落札者が直近2年間に札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと、更に、開札時点での当該落札者の諸事情を勘案して、当該落札者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合にのみ免除を適用いたします。</p> <p>免除を適用する場合は、当該落札者が官公庁との契約において、落札時点を基準とした過去2年間に履行が完了（電力供給契約においては、供給完了日がこの期間に該当している契約が対象）している同規模（契約種別、契約電力、予定使用電力量）の契約実績を2件以上確認します。 ※「よくある質問 3-10」参照</p>
質問40	契約保証金の免除について、当社は2年間の契約実績を元に免除を希望します。証拠となる提出書類は履行証明書を予定しておりますが問題ないでしょうか。
回答	上記、質問 39 の回答のとおり
質問41	契約保証金の免除規定に該当する場合、免除のために必要な手続きについて、よくある質問と回答の「質問 3-11」にある履行証明書の提出が困難な場合は、契約書の写しの提出でもよろしいでしょうか。
回答	上記、質問 39 の回答のとおり
質問42	入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」（追跡、対面での配達可）を用いて送付することは可能でしょうか。
回答	差し支えありません。
入札書・内訳書の記載方法・提出について	
質問43	当社では、燃料費調整を行っておりません。そのような仕組みを提供する事業者でも入札をさせていただくことは可能でしょうか。
回答	<p>特段、燃料費調整を行っていない事業者について、入札参加制限は設けておりませんが、電気料金の請求にあたっては、契約書（案）第11条2項に基づき、燃料費調整を適用した算定方法を用いていただくことになります。</p> <p>※「よくある質問 2-11」参照</p>

質問44	「よくある質問2-11」の回答に「入札の際は、当該調整額等を考慮して入札価格を設定してください。」とありますが、仕様書には「燃料費調整は考慮しないこと」と記載があります。入札価格の算定に燃料費調整は含まないとの認識でよろしいでしょうか。
回答	「よくある質問2-11」は、燃料費調整を行わない事業者が入札に参加する際の一例を示したものです。通常、電気料金の算定に燃料費調整を適用している事業者については、燃料費調整は含まないで入札価格を算定してください。
質問45	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。
回答	入札にあたっては、入札書別紙「契約単価積算内訳書」により金額を算出してください。
質問46	入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨て or 切上げ or 四捨五入など)。 ① 基本料金 ② 電力量料金
回答	基本料金(常時契約・予備電力)と電力量料金のそれぞれの小計は、100分の1円(1銭)未満を切り捨てます。
質問47	再度入札は同日又は別日のどちらでしょうか。再度入札が同日の場合、郵送提出については再度入札分の入札書の提出も必要でしょうか。また、再度入札を辞退する場合、入札書に「辞退」と記載し、封印して提出することよろしいでしょうか。
回答	開札時の立ち会いは希望者のみとしていますので、予定価格の制限に達した入札がない場合の再度入札については、開札後、開札の場所にて直ちに行う方法ではなく、立ち会いをしていない入札参加者も含めて、参加者全員に再度入札を行う旨を連絡し、一定の見積期間を確保したうえで、提出期限を定めて、郵送又は持参にて再度入札の入札書の提出を求めます。したがって、再度入札の入札書はあらかじめ提出していただく必要はありません。なお、再度入札を辞退する場合は、お見込みのとおり、入札書の金額欄に辞退の旨を記載して提出いただくことになります。
質問48	開札結果の公開方法・範囲・予定時期お示してください。
回答	「よくある質問4-13」及び「よくある質問4-14」のとおり